

平成 23 年 2 月 16 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ  
 代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志  
 ( J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7 )  
 問 い 合 わ せ 先 :  
 取 締 役 管 理 部 長 上 中 淳 行  
 電 話 番 号 0 3 ( 5 2 1 2 ) 8 7 9 0 ( 代 表 )

(追加・訂正) ストック・オプション (新株予約権) の発行条件等に関するお知らせ

当社平成23年2月14日付「ストック・オプション (新株予約権) の発行条件等に関するお知らせ」で未定であった事項が決定したこと及び一部訂正がございますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行要領の決定事項

新株予約権の行使に際しての払込金額	1株当たり 33,495円
新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組み入れない額	1株当たりの払込み金額のうち 16,747円
新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額	75,363,750円

2. 訂正箇所

訂正箇所には\_を付しております。

(訂正前)

(8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項	会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り <u>下</u> げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の増加する資本準備金の額を減じた額とする。
---	---

(訂正後)

(8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り <u>上</u> げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の増加する資本準備金の額を減じた額とする。
---	---

以 上